

## 令和元年第4回川場村議会定例会会議録第1号

令和元年9月5日（木曜日）

### 議事日程 第1号

令和元年9月5日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（7番・8番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 陳情文書表について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 川場村選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 7 議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第 8 議案第28号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について
- 日程第 9 議案第29号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第30号 川場村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第31号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第32号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 川場村森林環境譲与税基金条例について
- 日程第15 議案第35号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 不動産（土地）の取得について
- 日程第17 議案第37号 動産（除雪ドーザ）の取得について
- 日程第18 議案第38号 工事請負契約の締結について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋梁A1橋台盛土工事）
- 日程第19 議案第39号 工事請負契約の締結について（令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・橋梁右岸護岸建設工事）
- 日程第20 議案第40号 財産の無償譲渡（大字谷地字上界戸）について
- 日程第21 議案第41号 財産の無償譲渡（大字天神字宿原）について
- 日程第22 議案第42号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

- 日程第 2 3 議案第 4 3 号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 4 4 号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 4 5 号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 4 6 号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 7 議案第 4 7 号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 8 認定第 1 号 平成 3 0 年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 2 号 平成 3 0 年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 3 号 平成 3 0 年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 4 号 平成 3 0 年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 5 号 平成 3 0 年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 6 号 平成 3 0 年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 4 報告第 2 号 株式会社田園プラザ川場の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 3 5 報告第 3 号 川場村土地開発公社の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 3 6 報告第 4 号 株式会社ウッドビレジ川場の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 3 7 報告第 5 号 川場村財政健全化判断比率報告書について
- 日程第 3 8 報告第 6 号 川場村公営企業資金不足比率報告書について

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

1番	星野孝之君	2番	飯塚貞次君
3番	丸山敏雄君	4番	黒田まり子君
5番	新木敏郎君	6番	津久井俊雄君
7番	細谷市衛君	8番	角田文雄君
9番	角田宣治君	10番	小菅秋雄君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

村長	外山京太郎君	副村長	宮内実君
教育長	宮内伸明君	総務課長	角田圭一君
住民課長	宮田重雄君	健康福祉課長	栞原達也君
むらづくり振興課長	戸部正紀君	田園整備課長	小林巧君
教育委員会事務局長	布施伸一郎君	会計管理者	入澤栄子君
代表監査委員	井上哲夫君		

---

事務局職員出席者

事務局長	田中玲子	書記	小林伸寛
------	------	----	------

## ◎議長挨拶

○事務局長（田中玲子君） ただいまから、令和元年第4回川場村議会定例会が開かれます。

開会に当たりまして、議長から挨拶があります。

○議長（小菅秋雄君） 定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和元年第4回川場村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

初めに、先月末に発生した記録的な豪雨により九州北部では家屋や農作物等に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、選挙管理委員及び補充員の選挙を初め、平成30年度各会計決算認定など、数多くの重要案件が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重な審議の上、適切な議会運営に務められますとともに、執行部の皆様の格別なるご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

---

## ◎村長挨拶

○事務局長（田中玲子君） 続きまして、村長から議会招集の挨拶があります。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和元年第4回川場村議会定例会を招集いたしましたところ、小菅議長を初め議員各位のご出席をいただきまして、ここに開催できますことを心から御礼を申し上げます。

さて、関東甲信地方は7月29日に梅雨明けとなりましたが、昨年より1カ月も遅く、日照不足による農作物の生育が心配されたところではありますが、梅雨明け以降は十分な日照を得ることができ、安堵しているところであります。

ことは、梅雨の期間、また8月下旬には九州地方に大量の雨をもたらし、避難指示、避難勧告の様子がニュースで数多く取り上げられました。被災された方々には心よりお見舞いを申し上げます。

幸いにも、川場村では被害はありませんでしたが、災害に対する危機管理の重要性を改めて感じさせられました。

ラグビーワールドカップ日本大会が今月20日に開幕し、日本各地で熱戦が繰り広げられております。11月2日の決勝戦までの長期間にわたり世界各国からの訪日客が予想され、おもてなしの心をオリンピックへとつなげていきたいと思っております。

また、村の最大のイベントである第6回上州武尊山スカイビュートレイルが今月21日から開催されます。全国各地からエントリーをいただき、昨年度より約500人ふえて、総勢2,084名のランナーによる競技が行われます。大会運営には、群馬県山岳連盟係員を初めボランティアや役場職

員などが携わり、これにもおもてなしの心を持って取り組んでまいります。

体力の限界に挑戦する過酷なレースであります。参加者も年々増加傾向にあり、本レースが日本最高峰のトレイルランに成長するよう努力するとともに、議員各位のご協力とご支援を願うものであります。

子供たちの活躍では、7月に開催された群馬県中体連総合体育大会において、川場中学校剣道部男子団体が準優勝、女子団体が6位入賞し、また、ソフトテニス男子個人が3位、水泳女子個人も入賞し、関東大会に出場しました。関東大会では、善戦むなしく決勝への出場はかないませんでした。選手の健闘をたたえるとともに、ご指導いただきました先生や積極的に選手を支えられた父兄の皆様に敬意を表するものであります。

川場小金管バンド「川場キッズ」が過日行われたバンドフェスティバル県大会において見事金賞に輝き、10月6日に開催される西関東大会に向けて日々猛練習を行っております。昨年よりも8名少ない、総勢25名であります。奏でる豊かな音楽、そして力強い演技で必ずや観客を魅了してくれるものと期待をしております。

本定例会にご提案する案件は、条例の制定、一部改正案件10件、不動産取得1件、動産取得1件、工事請負契約の締結2件、財産の無償譲渡2件、一般会計及び各特別会計の補正予算案件6件、決算認定案件6件、報告案件5件、人事案件2件を合わせて35件であります。

いずれの案件も慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶といたします。

---

## ◎開会・開議

午前9時07分開会・開議

○議長（小菅秋雄君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第4回川場村議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小菅秋雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において7番細谷市衛君、8番角田文雄君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（小菅秋雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月12日までの8日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（小菅秋雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る7月23日付で教育委員会教育長から議長宛てに平成30年度川場村教育委員会事務事業点検評価報告書の提出がありました。報告書の写しは、お手元に配付したとおりですので、ご承知願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第4 陳情文書表について

○議長（小菅秋雄君） 日程第4、陳情文書表についてを議題といたします。

お手元に配付してあります陳情文書表について、所管の委員会に付託し、十分に審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

それでは、読み上げます。

受理番号8番を産業振興常任委員会に付託いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

それでは、よろしく願いいたします。

---

### ◎日程第5 一般質問

○議長（小菅秋雄君） 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

最初に、6番津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） おはようございます。通告により、獣害による農作物の被害対策について2点ほど質問をいたします。

初めに、イノシシ、鹿、猿、ハクビシン、タヌキと、村内の山つきでは被害が大きく、集落を電気

柵で囲い、少しでも農作物を守ろうと努力しておりますが、獣たちは人を恐れなくなり、個体はふえるばかりです。

集落を囲んでいる電柵も7年を経過し、耐用年数が来ているのではないかと考えております。

ぜひ緊急性の高いところから国の補助事業を受けて、固定フェンス等による防御をしてほしいと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、年々ふえるイノシシや鹿、猿、危険な熊から農作物、人的被害を防止するため、猟友会や駆除隊が活躍してくれますが、被害防止の観点から、同じく被害農家の連絡組織の立ち上げが必要ではないかと思いますが、村長のお考えをあわせて伺いたい。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 津久井俊雄議員の一般質問にお答えを申し上げます。

鳥獣被害対策につきましては、猟友会や有害鳥獣対策実施隊の皆様あるいは地域住民の皆様のご努力とご協力を得て、被害防止対策に努めていただいているところであります。

津久井議員の質問のうち、1つ目の電気柵で囲んでいるところについて国の補助を利用してフェンスを設置できないかというご質問についてですが、ワイヤーメッシュによる金網柵も国庫補助の対象であり、村内でも平成29年度に小田川地区において設置の実績がございます。

また、本年度も中野地区において現在設置作業を進めているところであります。

それ以外は、これまで全て電気柵の設置でありましたが、これは、資材単価が電気柵のほうが安いため、限られた補助金配分の中で設置距離を長くとれるためであります。

いずれの柵につきましても、受益者自身による設置による場合は、補助率は100%でございます。

ただし、補助事業で設置した電気柵には耐用年数がございますので、電気柵の場合は設置をしてから8年経過しないと電気柵を処分し、金網柵を再設置するということできませんので、その点ご承知おきいただきたいと存じます。

2つ目の鳥獣被害対策のため村を挙げて組織化が必要ではないかという質問でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、猟友会や有害鳥獣対策実施隊の皆様にご協力を要請し、有害鳥獣の捕獲を行っているほか、村といたしましても、追い払いのための動物駆逐用煙火の購入やそれを使用するために必要な講習会の受講料の全額補助、あるいは猿の一群を一挙に捕獲する捕獲おりの設置を初め、小型、中型のおりの購入や電気柵の設置に急を要する場合の貸し出し用の電気柵購入、さらには、緩衝帯を設けるための森林整備の実施等を行い、有害鳥獣捕獲や追い払いのため、村といたしましても対策を実施しているところであります。

また、新たに銃による狩猟免許を取得しようとする村民に対しては、その経費分として10万円を上限に補助金を交付しております。

平成30年度以降、この制度を活用し、4名の方が狩猟登録をしております。

また、地域おこし協力隊の1名も現在登録に向け、手続を行っているところでございます。

猟友会のメンバーも会員の減少や高齢化が進んでおりましたが、新たな会員もふえ、現在の会員数は21名となっております。中には自分たちの農地を守るためにわな猟免許を取得している方もいらっしゃいます。

ご質問でございます村を挙げての組織につきましては、現在具体的な計画はございませんが、手塩にかけて育てた農作物を鳥獣被害から守り、少しでも安心して生活が送れるよう、猟友会や有害鳥獣対策実施隊あるいは地域住民の皆様と連携を強固にし、今後とも獣害対策に取り組んでまいり所存であります。

議員各位の積極的なご協力も切にお願い申し上げます、津久井俊雄議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄議員。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 先ほど説明をしていただきまして、鳥獣被害対策の内容はわかってまいりましたが、なかなか今までそういった村がどういうふうに対策をしているかということは全体的にはわかりにくかった場面でもあると思います。

現在電柵で集落を囲んでいる集落はどこか。それから、作物を主体として囲んでいる、また、作物組合がどのくらいあるのかな。何カ所くらいあるのかな。それから、村内の電柵の総延長はどのくらいに広がっているのかなというようなこと、それから、わなによる駆除者数は、先ほどお話がありました。何人くらいいらっしゃるのかなとか、銃による駆除の協力者数、それから、駆除の様子と成果を今までの成果の概要を教えてくださいたいと思いますが、担当課長お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） 先ほどのご質問にお答えします。

まず最初に電気柵、金網柵ですが、村内の現在の総延長で言いますと33.3キロメートルほどになります。

地区別で申し上げますと、門前が6.1キロ、谷地地区が11.23キロ、湯原地区が10.9キロ、中野地区が3.1キロ、萩室はゼロでございます。立岩は0.8キロ、生品が0.9キロ、天神が0.29キロという形になっています。

箇所数ですが、これは組合といいますか、地区で畑や田んぼの農地の集合場所によって農家の方が組んで設置していただいておりますので、箇所数で言いますと、全体では57カ所となっております。

それで、狩猟免許ですが、わなの免許をお持ちの方が猟友会ベースで21名の方の中ですが、わなの方が8名、銃の方が4名、わなと銃を両方をお持ちの方が9名となっております。

捕獲頭数ですが、直近の3年間で申し上げますと、28年度が143頭、平成29年度は152頭、平成30年が146頭、その数字につきましては、狩猟期間中のものと、それから、狩猟期間以外、



有害対策として捕獲したもの、それから、猿、イノシシ、鹿、ハクビシン等含めた数でございます。以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井議員。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） ご丁寧にありがとうございました。

この数字は、なかなか今まで表に出てこなかったような気がして、私も勉強不足でございまして、よく知りませんでした。これだけの成果が平成23年ごろから行われて、これだけの被害防止対策が行われていることは、村民に知ってほしいなと思っております。

再三にわたり申し上げておりますが、耕作放棄地がどこでも獣のすみかになって、山からまず耕作放棄地に隠れ、そこを根城として近隣の田畑を荒らす、このように感じました。

山つきの農地は、どうしても土地改良が進んでおらず、軽トラやトラクターの入る道路がない。その上狭く、不整形で水路も掘り割りであったり、表土が少ない。こんな山つきの農地でも祖先が苦勞を重ね生活をつないできた大切な財産でございます。放作地とならないよう、村側としても整備を進めてほしいと思います。

農家の後継者対策、少子化、過疎化に加え、鳥獣対策は、予想外の大きな問題であります。獣害対策に対する村の姿勢、電気柵の実態、先ほどもご説明あったようなことが村民にますますよくわかっていただいて、高齢化、過疎化が進み、電柵の管理が重荷になってきておりますので、電柵なしでは農地を耕し、安心して住み暮らすことはできません。これは、先ほど課長のほうから申し上げられたとおり、萩室、立岩、生品、天神の平野部においてはやはりそういった被害、対策が少なくとも農業できる。しかし、門前、谷地、湯原、中野等は、山つきのところではどうしてもそういったフェンスが必要になってきておりますので、重ねて、電柵なしでは農地を安心して住み暮らすことはできませんので、重ねて固定フェンスへの移行と管理の開設をお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で6番津久井俊雄君の質問は終わりました。

次に、7番細谷市衛君。

〔7番 細谷市衛君発言〕

○7番（細谷市衛君） 通告に基づき質問をさせていただきます。

川場村においては、農業プラス観光に力を入れており、村長の有言実行政策のもと、川場村をよりよいむらづくりの実行に向けて頑張っております。

観光においては、みちの駅田園プラザを筆頭に、木材コンビナート、バイオマス発電所等々など、農業においては、ブランド米「雪ほたか」を初め、コンニャク、リンゴ、ブルーベリー、イチゴ栽培等々とそれぞれに努力し、頑張っております。

しかしながら、農業においては、ブランド米「雪ほたか」が川場産の米づくりに当たり、稲作の作業を行う上で農業用水路の傷みが多く出ており、支障が出ております。

そんなことから、補修工事の必要性が多くなっております。

このような状況で、農業用水路において川場村では全地区の水路に傷みがあり、補修依頼が村当局に上がっております。

そんな状況の中において、農業用水路の現状把握、また、補修工事については、今後どのような対応をしていく考えであるかお聞きします。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 細谷市衛議員の一般質問にお答えを申し上げます。

ご質問の水路の現状把握や補修工事について、現在どのように対処しているかについてですが、本村は現在各地区8組織によりまして、多面的機能支払交付金の資源向上共同活動や長寿命化活動という項目で各組織により水路等の機能診断を行い、また、各地区区長を通じてふぐあい箇所報告を受けているところであります。

小規模な水路更新や補修工事につきましては、各組織で5年ほど取り組んでいただいております、多額の予算を要するものについては村で実施をしているところが現状であります。

各地区からの農業用水路の補修工事の要望等については、現地調査を実施し、水路の利用効果を考え、機能診断を実施して、老朽化が進んだ箇所から計画的に国県の補助金を活用し、順次対応しているのが現状であります。

村の限られた財源であり、今後も計画的に国県の補助金を活用し、順次対応していきたいと考えております。

議員各位におかれましても、特段のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（小菅秋雄君） 細谷市衛君。

〔7番 細谷市衛君発言〕

○7番（細谷市衛君） 各地区において農地・水の資金を使って水路の工事をしておりますが、なかなか農地・水の資金では対応できておりません。

そこで、現在門前地区の水路については構造改善をして、60年をもう経過しております。その間水路のつなぎ目、U字溝などの傷み、これなどを個人個人で補修工事をしてまいりましたが、傷みが激しく、個人補修では限界の場所が多くあります。

ブランド米の「雪ほたか」、川場産の米づくりをしていく上で農業用水は重要なものであります。

また、水路の下流先には天神地区があり、ブランド米の「雪ほたか」を生産しております。農業用水路としても使用しております。天神地区においては、水路があるんですが、水が届かないという話

も我々聞いており、天神の方は頭を痛めている状況です。

また、各地区においては、農業用水路は防火用水としても併用して使用しているため、農業用水路は特に重要であります。

よりよい村の米づくりにおいても重要なため、村長の実行力を生かしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、緊急性等を鑑み、また、各地区からの農業用水路の補修工事の要望等も現地調査を実施する中で、緊急性等々を考えながら、先ほど申しましたように、できるだけ国県の補助金を活用して補修工事等をしてまいるのが一番いいというところがございますので、そういったところを考えまして、また、村の限られた財源でございますので、今後も計画的に緊急性を鑑みながら順次実施をしてまいりたいというところでございますので、皆様方には特段のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。繰り返しになりますが、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 細谷市衛君。

〔7番 細谷市衛君発言〕

○7番（細谷市衛君） 先ほどの説明の中で、緊急の場所から確かにやっておりますので、我々村民としても助かっております。

湯原から谷地にかけての水田については、かなり水路がよく整備されていると思います。

なかなか整備されていない場所というのがまだまだ川場村にはありますので、農業用水路の改修工事については、村長の実効力を、また政策などの今までの実績を見ていますので、今後のコウジョウ政策として力を入れていただき、農業用水路の改修工事、積極的に行っていただきたいと思います。

令和に入って2期目の村長の政策、実効力を期待しております。4年間の実績も我々一緒に議員としてやってきましたので、それも認めております。力はあると思います。村長の力にお手伝いしながら、一緒にむらづくりを進めていくため、農業用水路改修工事、補修工事をお願いしまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） 以上で7番細谷市衛君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## ◎日程第6 川場村選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（小菅秋雄君） 日程第6、川場村選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、川場村選挙管理委員には中村松太郎君、角田 茂君、吉澤 操君、林 郁男君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を川場村選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した中村松太郎君、角田 茂君、吉澤 操君、林 郁男君、以上の方が川場村選挙管理委員に当選されました。

続いて、川場村選挙管理委員補充員には石田幸松君、宮川里志君、戸部和昌君、信澤 昇君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を川場村選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した石田幸松君、宮川里志君、戸部和昌君、信澤 昇君、以上の方が川場村選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

---

◎日程第7 議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条

### 例の整備等に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第7、議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、提案説明を申し上げます。

地方公共団体における行政需用の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の非常勤一般職、非常勤特別職、臨時的任用職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されました。その法律改正に合わせて、関係する8つの条例を改正するものです。

改正の内容は、第1条では非常勤職員の給与は、職員の給与とは別に条例で定める。

第2条では、従来は基準が明確でなかったものの基準を設けるものとする。

第3条では、会計年度任用職員の任期は、1会計年度を超えないため、条例中「3年を超えない」「3年に満たない」との整合性を合わせる。

第4条では、第1号会計年度任用職員は給料でなく、報酬であるため、第5条では、地方公務員法22条の改正にあわせ、また字句の訂正、第6条では、育児休業職員から第1号会計年度任用職員を除く。

第7条では、5条と同様に、法22条改正及び字句の訂正。

第8条では、非常勤職員の中の第2号会計年度任用職員は含むというものです。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備等に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第28号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第8、議案第28号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第28号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例について、提案説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めることから、川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するものです。

第2号会計年度任用職員とは、会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である者、いわゆるフルタイム職員で、任用等に関する制度が不明確であったことから、給料、各種手当について定めるものです。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号 川場村第2号会計年度任用職員の給与に関する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第29号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第9、議案第29号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第29号川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、職員が成年被後見人または被保佐人に至ったことをもって当然に失職することがなくなったことから、川場村職員の給与に関する条例の一部を改正するため、提案するものです。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号 川場村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第30号 川場村税条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第10、議案第30号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第30号 川場村税条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、平成30年12月21日「平成31年度税制改革の大綱」が閣議決定され、地方税法等の一部を改正する法律並びに地方税法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布され、本年10月1日に予定されている消費税率10%への引き上げを受け、関連する川場村税条例の一部を改正する必要があることから提案するものです。

改正の主なものは、子供の貧困に対応するため、単身児童扶養者の個人住民税の非課税措置、軽自動車税の環境性能割の税率を1%分軽減する措置、環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例の適用対象を電気自動車等に限定する措置等が主な改正となるものです。

今回の一部改正についてご理解をいただきますとともに、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号 川場村税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第11 議案第31号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第11、議案第31号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。



〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第31号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正については、平成28年4月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、国や地方公共団体等は数値目標を掲げ事業主行動計画の策定、公表並びに情報開示が義務づけられ、女性の活躍の視点に立った制度等の整備を行うこととされています。

今回の一部改正については、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカード等に本人の届け出により旧氏の併記を可能とする住民基本台帳法施行令の一部改正が平成31年4月17日に公布されたことを受け、関連する川場村印鑑条例の一部を改正するものであります。

ご理解をいただきますとともに、原案のとおりご承認くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号 川場村印鑑条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**◎日程第12 議案第32号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める例の一部を改正する条例について**

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第32号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に準じて、川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、提案するものです。

具体的には、無償化に伴う1号認定、2号認定子供の食材料費の取り扱いとして、原則保護者が幼稚園、保育所、認定こども園等に支払うこととなりますが、年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の副食費については、その支払いを免除しますとともに、相当額を公定価格において加算することとしております。

今回それに該当する副食費については、保護者から徴収可能な費目から除外されました。

以上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第33号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する基準の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第12、議案第32号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども・子育て支援法施行令の改正により、特定教育・保育施設の利用者負担額については、対象者に係る上限額をゼロ円とすることとした無償化に応じて、川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

具体的には、幼稚園、保育園、認定こども園等の特定教育・保育施設を利用する3歳から5歳の全ての子供の利用料が無償化されます。また、ゼロ歳から2歳の子供についても従来の生活保護世帯等に加えて、住民税非課税世帯の利用料が新たに無償化されることとなります。

以上、原案のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号 川場村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第34号 川場村森林環境譲与税基金条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第14、議案第34号 川場村森林環境譲与税基金条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第34号 川場村森林環境譲与税基金条例の制定について提案説明を申し上げます。

国においては、平成30年度税制改正大綱において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることが決まっております。

森林環境税につきましては、1人当たり年額1,000円の額が令和6年度から課税されることとなっております。

森林環境譲与税につきましては、新たな森林経営管理制度の創設に伴い、森林現場の課題に早期に対応する観点から、本年度より譲与が開始されます。

森林環境譲与税の使い道につきましては、森林経営管理制度のもと、自治体が行う公的な森林の管理の財源とすることや間伐等の森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てることとされております。

なお、譲与税の額につきましては、国の全体額をもとに自治体の人口、私有林人工林面積、林業就業者数に応じ配分され、令和45年度までに段階的に増額されることとなっております。

川場村の場合は、初年度となる本年度は430万円ほどが譲与されます。

本村におきましては、農業プラス観光に林業を加えてむらづくりを推進しており、林業の活性化や木材利用の促進は、村の重要施策の1つであることから、この譲与税を有効かつ効率的に運用するため、基金を創設する必要があることから、川場村森林環境譲与税基金条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号 川場村森林環境譲与税基金条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第35号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（小菅秋雄君） 日程第15、議案第35号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第35号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

川場小学校公使住宅につきましては、平成30年3月に公使が退職して以来使用されておらず、空き家となっております。

村としては、定住人口の促進を図り、活力ある地域づくりを進めるため、本件住宅を改修した上で、岩田荘と命名し、村有住宅として活用いたしたく、川場村有住宅管理条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号 川場村有住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第16 議案第36号 不動産（土地）の取得について

○議長（小菅秋雄君） 日程第16、議案第36号 不動産（土地）の取得についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

[村長 外山京太郎君発言]

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第36号 不動産の取得について提案説明を申し上げます。

取得する財産の所在は、川場村大字谷地字川場谷1674番地3ほか11筆、面積17万9,388平方メートル、地目現況山林。所有者は、農事組合法人川場牧場組合。購入金額は2,000万円であります。

この土地は、川場牧場の敷地の森林部分であり、川場牧場組合が牧場経営を終了するのに伴い、村が所有権を取得しようとするものであります。

村外事業者による乱開発や鳥獣被害の防止等、さらに購入後は水源地域の公有林として除間伐等の森林整備を進めることを目的に購入する予定です。

購入財源は、ぐんま緑の県民税の森林の公有化事業で2分の1の補助金を予定しております。

不動産取得予定価格が700万円以上及び取得面積が1件5,000平方メートル以上のため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「進行」の声あり]

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号 不動産（土地）の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第17 議案第37号 動産（除雪ドーザ）の取得について

○議長（小菅秋雄君） 日程第17、議案第37号 動産（除雪ドーザ）の取得についての件を議題

といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第37号 動産（除雪ドーザ）の取得について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本整備総合交付金事業除雪ドーザの取得につきまして、日本キャタピラ一合同会社と1,185万1,092円で取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号 動産（除雪ドーザ）の取得についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第18 議案第38号 工事請負契約の締結について

○議長（小菅秋雄君） 日程第18、議案第38号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第38号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線橋梁A1橋台盛り土工事につきまして、沼田土建株式会社と1億780万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 議案第39号 工事請負契約の締結について

○議長（小菅秋雄君） 日程第19、議案第39号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第39号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和元年度社会資本総合整備事業（総合）村道谷地生品線P1橋脚・橋梁右岸護岸建設工事につきまして、関東建設工業株式会社と9,328万円で請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、村議会の議決を得ようとするため提案するものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。



これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第40号 財産の無償譲渡（大字谷地字上界戸）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第20、議案第40号 財産の無償譲渡（大字谷地字上界戸）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第40号 財産の無償譲渡（大字谷地字上界戸）について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

無償譲渡の相手方は、譲渡物件を農地解放以前より使用していたが、地目が錯誤していたことにより、平成20年3月に川場村が寄附による取得をしてしまったため、これを無償譲渡することにより、課税物件とするものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号 財産の無償譲渡（大字谷地字上界戸）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。10時30分まで休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時30分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第21 議案第41号 財産の無償譲渡（大谷天神字宿原）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第21、議案第41号 財産の無償譲渡（大字天神字宿原）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第41号 財産の無償譲渡（大字天神字宿原）について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。

この物件は、上宿原地区内の飛び地であり、大正12年に競売により銀行管理となっていたものを昭和13年に川場村が売買により取得した農地です。

無償譲渡の相手方は、隣地を所有、耕作しており、本物件は戦後の農地解放などの混乱により、あわせて耕作していたものと思われまます。現在も果樹園地として耕作をしているため、これを無償譲渡することにより、課税物件とするものであります。

慎重審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 質問いたします。この件につきまして、公租公課は、■■■■さんが納められておりましたでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 田園整備課長。

〔田園整備課長 小林 巧君発言〕

○田園整備課長（小林 巧君） お答えいたします。

村の土地でありますので、非課税でございます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 非課税ですか。面積も若干多いかなというふうに思いました。

この表現でございますけれども、「戦後の農地解放などの混乱により」とありますが、当然大東亜戦争が起きたときに農地解放が行われたということでございますので、むしろ表現の方法をここに農地解放から漏れた、わからなかった土地というふうに私は訂正したほうがいいのかなんて思いましたけれども、無償でございますので、そんなふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 副村長。

〔副村長 宮内 実君発言〕

○副村長（宮内 実君） 津久井議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、654平方メートルというふうな土地が今まで村の土地ということであったわけですが、村でも所有がどこにあったか確認できなかったと。これは、天神になっておまして、実際には谷地と門前、天神、湯原というふうなものがありまして、その中で1筆だけありましたので、地図で確認できなかったと。それで、村のほうとしても、今までの所在確認できなくてそのままになっておまして、財産は村のものとなっておりますので、今まで税金は課税されていなかったと。

ご本人のところ、■■■■さんのところにお話しに行ってお伺いしてきましたが、本人では戦後に農地解放があったときにそこを一緒につくっていただくと。それで、その以前から戦前からつくっていたということなんです、既にその方々も皆お亡くなりになっております。

実質的には20年以上経過しておりますと、時効取得が成立いたしまして、現地を確認いたしますと、リンゴの木は既に25年以上経過しておまして、それにつきましては、村内評価の受託なんかも受けて、その書類でも確認しておりますので、実際にはもう30年近くリンゴの木が植わっていて、■■■■さんが確認されているということで、その時点で時効取得は成立するということでございまして、詳しくは、もう亡くなった方々の言い伝えを少し聞いてきたお話で提案説明の中でしていたもので、確たる証拠もないものですから、このような表現をさせていただきました。その辺ご理解いただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） 津久井俊雄君。

〔6番 津久井俊雄君発言〕

○6番（津久井俊雄君） 通常でございますと、農地解放の場合には売り渡し証書を発行されて、その売り渡し証書は役場にあるわけですが、そういったこともないということで、先ほど副村長がおっしゃられました25年以上たっているということで、当然民法的に効力あるし、■■■■さんのものになっているということでございますので、このまま進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号 財産の無償譲渡（大字天神字宿原）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 議案第42号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第22、議案第42号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております議案第42号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第2号）について、提案説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既決の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,956万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,201万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税4,773万円、国庫支出金6,880万6,000円、県支出金1,429万1,000円、繰越金4,940万8,000円をそれぞれ追加計上し、諸収入500万円、村債566万6,000円を減額計上しました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

第2款総務費は962万9,000円を追加計上いたしました。通学路の安全確保のための防犯カメラ設置工事費、川場村拠点施設立地適正検討業務委託料等であります。

第4款保健衛生費は1億551万3,000円を追加計上いたしました。木質バイオマスボイラー設置工事関連であります。

第6款農林水産業費は、3,366万4,000円を追加計上いたしました。水源地域森林の公有林化に伴う公有財産購入費、竹粉碎機購入費等であります。

第8款土木費は、533万2,000円を追加計上いたしました。測量設計監理業務委託料及び橋梁補修工事追加工事であります。

以上、概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） ここで休憩し、休憩中に担当課長の細部説明を求めます。

午前10時41分休憩

---

午前11時02分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これをもって提案理由の説明及び細部説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） ページですが、11ページ、総務費の2の賦課徴収費の中で委託料で税条例改正支援事業委託料というのがあるんですけども、先ほど毎年多くの条例改正がある中で、誤った条例改正がないように進めるということですけども、具体的にはどういう内容なんでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 栗原達也郎君発言〕

○住民課長（宮田重雄君） お答えをさせていただきます。

その他の委託料で税条例の支援料でございますが、毎年3月議会に条例をかけて議決をいただいているんですけども、国のほうの税改正が毎年その時期になるということになっています。それを受けて、村の担当職員がその税条例改正を行うんですけども、なかなか時期的にも申告の時期とぶつかるということで、大変忙しく事務を処理して、不完全とは言いませんけれども、条例をつくって提案をさせていただく、そんなことが続いております。

実際に条例を見てみますと、大きな間違いはないんですけども、かなりの数の訂正というんです

かね、修正をしなければならぬところが出てきているというのが現状でございます。

そんなことがありますので、今の税条例を実は今委託している業者さんに一応見直しをしていただいております。その際にかかなりの間違い、訂正をしたほうが良いという部分が出てきております。

そういうことを一回見直しをして、完全なものにして新たに変わる税を追加をしていく、そんなことをする業務の委託料でございます。

本来徴収をできないものが徴収されているとか、そういう大きな金の税金の金額の話じゃないんですけれども、一度これを見直しをして、正確な条例でスタートしていきたいという、その委託の業務でございます。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 例規特別支援事業委託費というのは、当初予算でもあって、さまざまあるときに、例規集なんか条例を変えたりなんかするときに、ちゃんとそういうさまざま支援してもらえということで、委託料ありますよね。

当初予算でも129万6,000円とっていて、毎年そういうふうにとってきて、そういう流れとは違って、もう本当に改めて全部を見直して税金、賦課徴収費ですか、を本当に全部見直してということですね。

今までやってきたことでそんなに大きな問題はないけれども、ここに来てとにかく洗い直して、きれにしておこうということですね。そのためにこの99万円予算計上したということでしょうか。

○議長（小菅秋雄君） 住民課長。

〔住民課長 宮田重雄君発言〕

○住民課長（宮田重雄君） お答えをします。

黒田議員おっしゃるとおり、これ一応正しいものに修正をしたいということでございます。以上です。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） 大きな意味でも狂いはないということなんですけれども、大切なことなので、この際にしっかりと洗い直していただけたほうが良いのかと思います。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

角田文雄君。

〔8番 角田文雄君発言〕

○8番（角田文雄君） 歳出の16ページの林業振興費、この中に備品購入として竹粉碎機39万78,000円ありますが、これの購入は村ですか、組合ですか。仮に村ですと、一般村民

にも貸し出し可能かどうかをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） この竹粉碎機につきましては、緑の県民税の事業で3分の2の補助を受けて村で購入します。

予定ですと、もう既に購入した機械もありますけれども、同じように森林組合のほうで管理をお願いして、管理森林組合のほうに申し込んでいただければ使えるような形にはなっております。以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 角田文雄君。

〔8番 角田文雄君発言〕

○8番（角田文雄君） 議長にお願いですが、この竹の粉碎機、できればカタログですか、そのコピーをお願いしたいんですが、よろしくお願いします。以上です。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） よろしく申し上げます。13ページの保健衛生費の中の環境衛生費、木質バイオマスボイラーを設置することなんですけれども、これに対して、改めて放射能対策を含めて安全管理はどのように考えているのかを教えてください。

○議長（小菅秋雄君） むらづくり振興課長。

〔むらづくり振興課長 戸部正紀君発言〕

○むらづくり振興課長（戸部正紀君） このボイラーが設置されますと、ウッドビレジのほうでつくっているチップを燃料として使う予定になっておりますので、チップの状態での放射能検査と、それから、使った後の焼却灰の放射能検査と、そういう方法で期間とか回数とかはこれからですけれども、やっていく必要はあるかと考えております。以上でございます。

○議長（小菅秋雄君） 黒田まり子さん。

〔4番 黒田まり子君発言〕

○4番（黒田まり子君） これも議長にお願いですけれども、これまだ中身がはっきり決まっていないということなんですけれども、これからいろいろ機械とかはっきりしたら、安全対策も含めた図面ですか、しっかりとした内容を議会のほうに報告いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号 令和元年度川場村一般会計補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第43号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第23、議案第43号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,039万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,375万9,000円とするものであります。

歳入であります。平成30年度決算による繰越金が確定したことに伴う当初予算との差額の1,039万6,000円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。保険給付費の療養諸費の不足が予想されることから、651万円を追加、国民健康保険被保険者に対し疾病予防事業等を行う経費として、保健事業費に399万円を追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月26日に開催されました川場村国民健康保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕



○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号 令和元年度川場村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第24 議案第44号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第24、議案第44号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,306万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億4,856万円とするものであります。

歳入であります。平成30年度決算による繰越金が確定したことに伴う当初予算との差額の4,306万7,000円を追加補正するものであります。

次に、主な歳出であります。各種介護サービス等諸費に3,520万円、保険給付費の介護予防サービス等諸費に410万円、高額医療介護サービス等費に70万円、特定入所者介護サービス等費に270万円、国庫への償還金として20万円をそれぞれ追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月26日に開催されました川場村介護保険運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号 令和元年度川場村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての件  
を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 議案第45号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい  
て

○議長（小菅秋雄君） 日程第25、議案第45号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただ今議題となっております令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,  
288万7,000円とするものであります。

歳入であります。平成30年度決算による繰越金が確定したことに伴う当初予算との差額の115  
万5,000円を減額補正するものであります。

次に、主な歳出であります。総務管理費の一般管理費として7万円、予備費として108万5,  
000円を追加補正するものであります。

原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。  
質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号 令和元年度川場村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第26 議案第46号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第26、議案第46号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第46号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,365万7,000円とするものであります。

歳入であります。平成30年度決算による繰越金が確定したことに伴う当初予算との差額242万円を追加補正するものであります。

歳出では、総務管理費に54万6,000円、水道管理費の機械器具の修繕費を中心に187万4,000円追加補正するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月26日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号 令和元年度川場村水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第27 議案第47号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（小菅秋雄君） 日程第27、議案第47号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております議案第47号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億9,173万円とするものであります。

歳入であります。平成30年度決算による繰越金が確定したことに伴い、当初予算との差額316万9,000円を追加補正するものであります。

歳出の主な内容は、事業費の処理場管渠管理費の機械器具修繕費並びに維持修繕工事費を中心に316万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

なお、本案につきましては、去る8月26日に開催されました川場村上下水道運営協議会に諮問し、了承を得ておりますことを申し添え、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（小菅秋雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案は、歳入歳出とも一括して質疑を許しますが、予算書のページを言って質疑をしてください。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号 令和元年度川場村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小菅秋雄君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午後1時までといたします。

午前11時27分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第28 認定第1号 平成30年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第29 認定第2号 平成30年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第30 認定第3号 平成30年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第31 認定第4号 平成30年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第32 認定第5号 平成30年度川場村水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第33 認定第6号 平成30年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（小菅秋雄君） 日程第28、認定第1号 平成30年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第33、認定第6号 平成30年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） ただいま議題となっております、認定第1号 平成30年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 平成30年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

それでは、各会計の決算の概要について説明を申し上げます。

日本の経済が直面する最大の壁とも言える人口の減少や少子高齢化が急速に進展している状況の中

で、その対策として、10月には消費税率10%への引き上げが予定されており、全世帯型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するものとしております。

この増税を前に個人消費の駆け込み需要や東京五輪に向けた公共投資も持続するとしておりますが、消費者の節約姿勢は続く見通しともしております。

景気への影響は、近年多く見られる予期せぬ自然災害も懸念されるところであり、今後も国の施策が期待されるところであります。

川場村においては、「全村民幸福の村」を目指して、安心して産み、育て、働ける環境を整備するため、限られた財源の中で極力消費的経費の節減に努め、国、県の補助事業を活用して、地方創生事業や総合計画をもとに諸事業を実施いたしました。

まず、平成30年度一般会計歳入歳出決算であります。

一般会計の決算額は、歳入総額28億9,497万6,388円、歳出総額26億4,884万9,387円、歳入歳出差し引き額2億4,612万7,001円となり、ここから繰越明許費により翌年度への繰り越しすべき財源を差し引いた実質収支額は、2億839万2,001円となった次第であります。このうち、1億500万円を基金に編入し、残りを翌年度への繰越金といたしました。

歳入の状況でございますが、歳入のうち最も重要な財源である村税は歳入総額の13%を占め、前年度に比べ1,569万5,849円の減となりました。

また、歳入の43%を占める地方交付税は、前年度に比べ2,746万3,000円減額となり、国・県支出金につきましても事業費補助の減少等により、前年度に比べ8,266万3,613円の減額となりました。

村の借入金であります村債は、臨時財政対策債及び土木債、さらに新たに教育債を借り入れましたが、前年度に比べ2.6%減となっております。

次に歳出の概要であります。歳出の予算額に対する執行割合は87.5%で、決算額は前年度に比べて3.9%の減額でした。

目的別に構成比の高い経費から見ますと、総務費5億9,381万8,594円、構成比は22.4%、民生費5億8,765万1,385円で構成比22.2%、土木費4億4,236万627円で構成比16.7%となっております。

また、性質別では、投資的経費においては、国の社会資本整備総合交付金を活用した村道谷地生品線の道路改良事業及び橋梁補修事業や厚生労働省の補助金を活用した学童クラブ改修事業、文部科学省の補助金を活用した小中学校冷房設備事業など、また、一般財源による村道奥太郎線道路及び橋梁新設事業など、多くの事業を実施いたしました。田園プラザ各種整備事業やSLシェルター設置事業などの減額もあり、前年度比22%減の4億3,700万8,000円となっております。

一方、義務的経費につきましては、人件費が136万8,000円、扶助費が837万9,000

円それぞれ減少となり、公債費は1,565万5,000円の増加となりました。その結果、全体では、前年度比0.7%増の9億671万5,000円となっております。

このような中、財政の弾力性を示す経常収支比率は84.2%で、前年度に比べて4.3ポイント増加となりました。経常収支比率は全国的に増加傾向にあり、財政構造の硬直化が進んでいる中、本村では平均より低い比率に抑えることができました。

この数値は、決算内容により毎年変動する要素を持っておりますので、今後も経常収支比率を少しでも低下させるよう、健全財政の確保に努力していきたいと考えております。

以上、一般会計決算に対する総括的な説明を申し上げますが、執行面における内容や効果、実績等につきましては、お配りしてごさいます説明書をごらんいただきたいと思っております。

なお、細部につきましては会計管理者に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成30年度川場村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、被保険者の高齢化により医療費の増加を抑制するため、特定健康診査及び特定保健指導の実施、生活習慣病予備群に対して保健指導プログラムの実施などの対策を積極的に推進をいたしました。

また、国保税の収納率向上のため、滞納者に対して短期保険証の交付などの対策をし、国保財政の健全化に努めたところであります。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ18.2%減の4億5,360万4,746円で、歳出が12%減の4億4,153万8,042円となり、歳入歳出差し引き額は、1,206万6,704円となりました。このうち650万円を基金に編入し、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、平成30年度川場村介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。65歳以上の被保険者は1,082人で、介護認定者は要支援41人、要介護164人、合わせて205人の保険給付に加え、団塊の世代が高齢化していく将来を見据え、包括支援センターが実施している介護予防教室など介護予防事業の推進、また、住みなれた地域で支え合い、安心して暮らしていけるよう地域支援事業に取り組むなど、介護保険事業の充実に努めました。

決算の状況であります。歳入が前年度に比べ0.4%増の4億236万1,762円、歳出が2.8%増の3億9,130万7,179円となり、歳入歳出の差し引き額は、1,105万4,583円となりました。このうち560万円を基金に編入し、残りを翌年度への繰越金といたしました。

次に、平成30年度川場村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の高齢者を対象に群馬県後期高齢者医療広域連合と連携して、適切な制度運営に努めました。

決算の状況であります。歳入が前年度並みの8,181万6,431円で、歳出も前年度並みの8,065万9,841円となり、歳入歳出差し引き額は115万6,590円となりました。全額翌年度への繰越金といたしました。

次に、川場村水道事業特別会計歳入歳出決算については、給水戸数1,121戸、給水人口3,269人に対し、安心安全で安定した水の供給をいたしました。また、簡易水道事業として設置をされている施設の維持管理を万全に期すとともに、門前、生品、天神地区のメーター器の検満に伴い交換を実施いたしました。

決算の状況であります。歳入が前年度比6.7%増の4,785万6,720円、歳出が前年度比3.1%増の4,043万6,245円となり、歳入歳出の差し引き額は742万475円となりました。このうち400万円を基金に編入し、残りを翌年度への繰越金といたしました。

最後に、川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算については、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保のため、下水道処理場の維持管理、また、今後下水道処理施設を計画的に点検、調査、修繕、改築を実施していくための長寿命化計画書の作成業務委託を行いました。下水道の普及率は87.6%でありました。

決算の状況であります。歳入が前年度比4.4%増の1億7,685万5,120円、歳出が4.3%増の1億7,268万5,594円となり、歳入歳出差し引き額は416万9,526円で、全額翌年度への繰越金といたしました。

以上、一般会計及び特別会計の決算につきましての提案説明をいたしました。各決算については、去る8月20日から21日の2日間で実施されました決算審査に付し、監査委員の意見を御得しておりますこと、また、後期高齢者医療特別会計を除く各特別会計につきましては、去る8月26日に開催された各運営協議会に諮問し、了承を御得しておりますことを申し添え、原案のとおり認定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） ここで休憩し、休憩中に会計管理者の細部説明を求めます。

午後1時15分休憩

---

午後1時41分再開

○議長（小菅秋雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって、提案理由及び細部説明を終わります。

ここで川場村代表監査委員より決算審査の意見書が提出されていますので、決算審査報告をお願いします。

代表監査委員、井上哲夫君。

〔代表監査委員 井上哲夫君発言〕

○代表監査委員（井上 哲夫君） 監査委員の井上でございます。

監査委員を代表いたしまして、平成30年度決算審査結果等のご報告をさせていただきます。

さきに村長から地方自治法第233条第2項及び同法第241条第4項に基づき審査に付されました平成30年度川場村一般会計及び特別会計5件の歳入歳出決算審査及び同付属書類並びに基金の運



用状況審査につきまして、去る8月20日から21日までの2日間、役場第2会議室において、丸山監査委員とともに厳正、慎重に審査し、先般、その結果を監査意見として村長に提出いたしました。

審査結果の詳細につきましては、平成30年度川場村一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、審査結果の概要を申し上げます。

まず、平成30年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額2億9,497万6,388円、歳出総額2億4,884万9,387円、歳入歳出差し引き額2億4,612万7,001円であり、翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支は2億839万2,001円の黒字でありました。

また、この実質収支から前年度の実質収支を除いた単年度収支についても593万590円の黒字となっております。

しかしながら、財政調整基金への積み立て、同基金からの取り崩しを加えた実質単年度収支については、1億897万1,921円の赤字でありました。

平成30年度の主な事業は、村道奥太郎線道路及び橋梁新設工事、村道谷地生品線の道路改良工事等、門前橋補修工事、若者定住促進事業、中学生海外派遣交流事業など、それぞれの事業において創意工夫がなされ、財政的にも厳しい状況の中で積極的に事業が進められたことが認められます。

歳入につきましては、村税が歳入全体の11.9%と低く、主たる財源は地方交付税の43%、特定財源の国県支出金16%などに依存している現状であります。地方交付税、国県支出金の安定確保を図るとともに、年度間の調整機能を有する地方債の有効な活用を図り、適正な財政運営をしていかなければならないと感じております。

歳出につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が9億671万5,000円で歳出全体の34%を占めており、前年度より1ポイントの増となっております。義務的経費は、経常的に歳出が義務づけられ、あるいは任意に削減することはできない経費であり、この割合が高くなると財政構造の硬直化を招くおそれがあります。

一方、普通建設事業費が主体の投資的経費は2億3,700万8,000円で歳出全体の17%であり、前年度より3ポイント減少しております。この要因は、田園プラザ周辺の整備事業が終了したことによるものです。

次に、財政力指数は0.25で、前年度より0.01ポイント上回りました。なお、過去3カ年の平均は0.24であります。実質公債費比率は9.3%と、前年度に比べ0.8ポイント高くなりました。この実質公債費比率が高くなるほど財政硬直化の一因となりますので、財政面での慎重な配慮をしなければならないと思います。

川場村においては、国の地方創生の方針に歩調を合わせ、住みよい村づくり、雇用創出、子育て支援等の具体的な施策に戦略的に取り組んでいることは高く評価するところです。今後も人口減少、超高齢社会に伴い財政への長期的な影響が懸念される中、財政的には厳しい状況が続くものと予想され

ますが、引き続き、より一層の努力をお願いしたいと思います。

財政運営の状況ですが、川場村が可能な限りにおいて健全な財政のために十分な努力をしているか、次の3項目に着眼し、財政運営の適否を判断いたしました。

まず、歳入歳出の均衡がとれた計画的な財政運営であるか。次に、財政構造は健全に維持されているか。そして最後に、住民に対して十分な配慮と努力が積極的になされたかを審査した結果、適正に事務処理がなされており、計数等の誤りも認められず、平成30年度の一般会計決算は適正妥当であると認めます。

これから川場村においては、村道生品線の橋梁新設工事や新拠点構想に伴う事業など、大きな事業が控えております。地方自治法及び地方財政の趣旨にのっとり、不用な歳出は極力控えることにより、財政の健全化と適正化を図るよう要望します。

次に、各特別会計の決算ですが、各会計とも適正に経理が処理されており、格別非違の点は認められませんでした。村民の保健福祉と生活環境整備等の向上に向けての努力が感じられました。これからもそれぞれの事業について、最小限の経費で最大限の効果が得られるよう、より一層の努力をお願いいたします。

なお、特別会計においても経理状況や関係書類等も整備されており、適正であると認められます。

次に、基金の運用状況の審査ですが、積立基金である財政調整基金、減債基金、その他の基金の平成30年度末の基金残高は13億7,176万6,781円になります。これらは、条例に基づき適正に運用されているか、運用益の取り扱い方法はどうか、運用状況を示す書類にて確認したところ、これらは適正に処理されていると認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、村長から審査に付託されました平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足率につきまして審査いたしましたところ、いずれも適正であると認められました。この結果を審査意見として村長に提出いたしましたことをあわせてご報告いたします。

川場村民が健康で安心して暮らせ、そして、活力ある村、幸福を実感できる村づくりのため、行政と議会の皆様方のさらなるご尽力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが決算審査報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） 以上で平成30年度決算審査報告を終わります。

代表監査委員には大変ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

日程第28、認定第1号 平成30年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第33、認定第6号 平成30年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成30年度川場村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第6号 平成30年度川場村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件までの6件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続き、決算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

決算審査特別委員会を委員会条例第9条第1項の規定により、本日の本会議終了後、特別委員会室において開催いたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、本日は提案理由の説明のみでありますので、ご了承願います。

---

#### ◎日程第34 報告第2号 株式会社田園プラザ川場の経営状況に関する書類の提出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第34、報告第2号 株式会社田園プラザ川場の経営状況に関する書類の提出についての件を議題といたします。

村長から報告を行います。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 報告第2号 株式会社田園プラザ川場の経営状況に関する書類の提出についてご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。今回提出いたしました関係書類につきましては、令和元年6月25日開催の株主総会において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第2号の報告を終わります。

---

◎日程第35 報告第3号 川場村土地開発公社の経営状況に関する書類の提出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第35、報告第3号 川場村土地開発公社の経営状況に関する書類の提出についての件を議題といたします。

村長から報告を行います。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 報告第3号 川場村土地開発公社の経営状況に関する書類の提出についてご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。今回提出いたしました関係書類については、令和元年5月28日開催の役員会において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第3号の報告を終わります。

---

◎日程第36 報告第4号 株式会社ウッドビレジ川場の経営状況に関する書類の提出について

○議長（小菅秋雄君） 日程第36、報告第4号 株式会社ウッドビレジ川場の経営状況に関する書類の提出についての件を議題といたします。

村長から報告を行います。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 報告第4号 株式会社ウッドビレジ川場の経営状況に関する書類の提出についてご報告申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告申し上げるものでございます。今回提出いたしました関係書類については、令和元年6月25日開催の株主総会において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第4号の報告を終わります。

---

◎日程第37 報告第5号 川場村財政健全化判断比率報告書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第37、報告第5号 川場村財政健全化判断比率報告書についての件を議題といたします。

村長から報告を行います。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 報告第5号 川場村財政健全化判断比率報告書についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全化判断比率を監査委員の意見書をつけて報告するものであります。

まず、実質赤字比率は一般会計の実質収支額が黒字であり、実質赤字比率は算定されません。

次に、連結実質赤字比率は、一般会計の実質収支額と特別会計の剰余金が黒字であり、連結実質赤字比率は算定されません。

次に、実質公債費比率は9.3%で、早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、将来負担比率は59.6%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上のとおりご報告を申し上げます。

○議長（小菅秋雄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第5号の報告を終わります。

---

◎日程第38 報告第6号 川場村公営企業資金不足比率報告書について

○議長（小菅秋雄君） 日程第38、報告第6号 川場村公営企業資金不足比率報告書についての件を議題といたします。

村長から報告を行います。

村長。

〔村長 外山京太郎君発言〕

○村長（外山京太郎君） 報告第6号 川場村公営企業資金不足比率報告書についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、資金不足比率を監査委員の意見書をつ

けて報告するものであります。

川場村公営企業資金不足比率は、全ての公営企業会計に資金不足はありませんので、資金不足比率は算定をされません。

以上のとおりご報告申し上げます。

○議長（小菅秋雄君）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「進行」の声あり〕

○議長（小菅秋雄君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第6号の報告を終わります。

---

## ◎散　　会

○議長（小菅秋雄君）　これで本日の日程は、全て終了いたしました。

なお、9月12日は議事の都合により、開議時刻を繰り下げ、午後1時30分から本会議を開催いたしますので、定刻までにご参集ください。

本日はこれにて、散会いたします。

午後2時01分散会